

山 青 森 県 報

号外第三十七号

平成十五年四月一日(火曜日)

目 次

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(財 政 課) ……	一
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…	(同) ……	一
青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める 法人の一部改正……………	(総務学事課) ……	二
青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつ た場合において直ちに開示することができる個人情報の一 部改正……………	(同) ……	二
青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定 める法人の一部改正……………	(同) ……	二
補助金等の交付に関する事務の農林水産事務所長への委任 卸売業務の許可……………	(農 林 水 産 政 策 課) ……	三
林業労働力確保支援センターの指定の取消し……………	(流 通 加 工 課) ……	三
林業労働力確保支援センターの指定……………	(林 政 課) ……	四
青森県立郷土館の特別展の使用料の額及び常設展の特定期 間……………	(同) ……	四
農地保有合理化事業規程の変更の承認……………	(文 教 保 護 課) ……	四
教育委員会……………	(教 育 財 政 課) ……	四
青森県情報公開条例第三十三条の規定により青森県教育委 員会が定める法人の一部改正……………	(構造政策課) ……	五

員会が定める法人の一部改正……………	(職員福利課) ……	五
青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により青森県教 育委員会が定める法人の一部改正……………	(同) ……	五
青森県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談 に関する事務を行う所管の指定の一部改正……………	(教 育 政 策 課) ……	六
公印の作成……………	(職 員 福 利 課) ……	六

告 示

青森県告示第二百十五号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

第三条第二号中「千葉市」の下に、「さいたま市」を加える。

青森県告示第二百十六号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例に

よることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

第三条第二号中「仙台市」の下に、「さいたま市」を加える。

青森県告示第二百十七号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表社団法人青森県肉用牛開発公社の項を削り、表社団法人青森県農村開発公社の項中「社団法人青森県農村開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に改め、表財団法人青い森振興公社の項及び財団法人青森県企業公社の項を削り、表財団法人青森県国際交流協会の項中「財団法人青森県国際交流協会」を「財団法人青い森みらい創造財団」に、「青森市安方一丁目一の三三」を「青森市大字宮田字高瀬二二の二」に改める。

青森県告示第二百十八号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表薬種商販売業認定試験の項から毒物劇物取扱者試験の項までを削り、表クリーニング師試験の項の次に次のように加える。

薬種商販売業認定試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部業務衛生課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部業務衛生課

表介護支援専門員実務研修受講試験の項の次に次のように加える。

保育士試験	科目別得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部こどもみらい課
-------	-------	-----------------	--------------

表青森県立保健大学入学者選抜試験（特別選抜）の項の次に次のように加える。

一般主任計量者試験	得点	合格発表の日 から一月間	商工労働部商工政策課
-----------	----	-----------------	------------

表職業訓練指導員任用選考の項から職業訓練指導員試験の項までの規定中「商工観光労働部労政・能力開発課」を「商工労働部労政・能力開発課」に改め、表一般主任計量者試験の項を削り、表農業管理指導士認定試験の項中「農林水産部農林水産政策課」を「農林水産部構造政策課」に改める。

青森県告示第二百十九号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表社団法人青森県肉用牛開発公社の項を削り、表社団法人青森県農村開発公社の項中「社団法人青森県農村開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に改め、表財団法人青い森振興公社の項及び財団法人青森県企業公社の項を削り、表財団法人青森県国際交流協会の項中「財団法人青森県国際交流協会」を「財団法人青い森みらい創造財団」に、「青森市安方一丁目一の三三」を「青森市大字宮田字高瀬二二の二」に改める。

青森県告示第二百二十号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第五十二号の規定により、補助金等の交付に関する事務で農林水産事務所に委任するものを次のとおり定め、昭和五十七年四月一日青森県告示第二百五十七号（補助金等の交付に関する事務の農林事務所長等への委任）は、廃止する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 青森県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成十四年五月三十日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号。以下「補助規則」という。）及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査（自給飼料増産総合対策事業、資源循環型農業推進総合対策事業及び耕種作物活用型飼料増産対策事業に係る施設又は機械の確認検査を除く。）並びに社団法人青森県養豚協会、農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会青森県本部に係るものに関する事務を除く。）。
- 二 青森県地域農政推進対策事業費補助金交付要綱（昭和五十二年十月二十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（市町村に係るものに限る。）。
- 三 青森県新山村地域特別対策事業費補助金交付要綱（昭和五十五年九月十二日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に関する事務を除く。）。
- 四 青森県農業委員会交付金等交付要綱（平成十年十月二日制定）に基づく交付金及び補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（青森県農業会議に係るものを除く。）。
- 五 青森県経営構造対策事業費補助金交付要綱（平成十三年十月十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に関する事務を除く。）。
- 六 青森県草地開発事業補助金交付規程（昭和三十三年十月青森県告示第七百五十二号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。
- 七 農業公社牧場設置事業費補助金交付要綱（昭和四十八年八月四日制定）に基づく

補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること。

- 八 青森県畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付要綱（平成八年五月十六日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること。
- 九 青森県資源リサイクル畜産環境整備事業費補助金交付要綱（平成十四年十月二十三日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること。
- 十 青森県林道事業補助金交付規則（昭和三十六年八月青森県規則第八十号）に基づく補助金に係る補助規則及び青森県林道事業補助金交付規則の施行に關すること。
- 十一 青森県単林道事業補助金交付規程（昭和三十六年八月青森県告示第五百七十一号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること。
- 十二 青森県小規模治山事業補助金交付規程（昭和四十四年九月青森県告示第五百八十五号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること。
- 十三 青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和四十四年十月青森県告示第六百二十七号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること。
- 十四 青森県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（平成六年八月十七日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること。
- 十五 青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百二十号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。
- 十六 青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務及び青森県土地改良事業団体連合会に係る事務（成果品の検査を除く。）を除く。）。
- 十七 青森県団体営小規模土地改良事業補助金交付要綱（昭和四十九年八月二十九日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。

青森県告示第二百二十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場において卸売業務を行うことを許可したので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

卸 売 業 者	氏名又は名称 八戸みなと漁業協同組合	住 所 八戸市大字白銀町字三島下九五	卸売業務を行う市場	名 称 地方卸売市場八戸市第一魚市場	所在地 八戸市大字鮫町字日ノ出町四	許可年月日 平成一五・四・一	取扱品目の部類 水産物部
			地方卸売市場八戸市第三魚市場	八戸市第一魚市場	八戸市大字白銀町字三島下〇字一		

青森県告示第百二十二号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二十四条第一項の規定により、次の法人について林業労働力確保支援センターの指定を取り消したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 名称
財団法人青い森振興公社
- 二 住所
青森市新町二丁目四の一
- 三 事務所所在地
青森市新町二丁目四の一

青森県告示第百二十三号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項

の規定により、次の法人を林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 名称
社団法人青い森農林振興公社
- 二 住所
青森市新町二丁目四の一
- 三 事務所所在地
青森市新町二丁目四の一

青森県告示第百二十四号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区 分		金額（一回につき）
個人	一般	二百四十円 （特別展の初日の前日までに納付する場合にあっては、二百円）
	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	二百円 （特別展の初日の前日までに納付する場合にあっては、四〇円）
団体（二十人以上のものに限る。）	一般	二百五十円 （特別展の初日の前日までに納付する場合にあっては、二百円）
	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	二百円 （特別展の初日の前日までに納付する場合にあっては、百円）

郷土館開館三十周年記念特別展「青森県の文化財」の観覧

郷土館開館三十周年記念特別展「蝦夷錦と北方交易」の観覧		個人	
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生
一人につき (特別展の初日の前日までに納付する場合には、二百円)	一人につき (特別展の初日の前日までに納付する場合には、八十円)	一人につき (特別展の初日の前日までに納付する場合には、二百円)	一人につき (特別展の初日の前日までに納付する場合には、二百円)

- 二 常設展の観覧の場合の特定期間
- 1 平成十五年八月二日から同年九月十五日まで
 - 2 平成十六年一月一日から同年二月二十九日まで

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる

事業をいう。）
 研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

平成十二年四月一日青森県教育委員会告示第二号（青森県情報公開条例第三十三条の規定により青森県教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表を次のように改める。

名	称
財団法人青い森みらい創造財団	主たる事務所の所在地 青森市大字宮田字高瀬二番地二

青森県教育委員会告示第二号

平成十一年七月一日青森県教育委員会告示第六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により青森県教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表を次のように改める。

名	称
財団法人青い森みらい創造財団	主たる事務所の所在地 青森市大字宮田字高瀬二番地二

青森県教育委員会告示第二号

平成十四年一月十一日青森県教育委員会告示第一号（青森県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う所管の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則


「秘書広報班」を「総務グループ」に改める。

青森県教育委員会告示第四号

平成十五年四月一日次の表に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十五年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
青森県教育庁スポーツ振興局長印	

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭